

四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、四万十町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方の協議に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、32人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 1人
- (2) 一般旅客自動車運送事業者 4人
- (3) 住民の代表 3人
- (4) 高知運輸支局長又はその推薦する者 2人
- (5) 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長
- (6) 高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課長
- (7) 高知県窪川警察署長又はその推薦する者 1人
- (8) 道路管理者 1人
- (9) 学識経験者 1人
- (10) 町職員 6人
- (11) その他町長が必要と認める者 11人

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（分科会）

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、企画課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平31年4月1日から適用する。